

## 復元の概念の導入

2-8

## 1. 現状と課題

保護林設定要領（平成元年4月11日林野経第25号）において、保護林は貴重な自然環境の「現状維持」を目的として設定、管理することが前提となっており、目標とすべき森林生態系に復元する概念は含まれていない。

中部森林管理局では、平成25年度に検討委員会を設置し、世界的に見て分布が限定されている温帯性針葉樹林（ヒノキ、サワラ、ネズコ等）の保護・復元に向けた取組をスタートさせたが、人為を加えて復元を図ろうとする地域等が混在することとなったため、保護林の設定要件に当てはまらず、局独自の方法で取組を進めることとなった。

また、赤谷プロジェクトや綾プロジェクトにおいて、人工林を対象に目標とする植生への復元が進められている。

## 2. 検討の方向性

生物多様性を一層深化させるため、保護林において、人為による管理を行いながら目標とすべき森林生態系に復元する概念の必要性について検討する。

## 3. 具体的なイメージ

## (ア) 復元の概念

かつては多様で豊かな森林生態系であったが、災害や人為により変化が生じ、時間が経過してもかつてのような森林生態系には戻らないと判断できる森林を対象に、優先順位を踏まえた上で、保護林化し人為による管理を通じて、かつての多様で豊かな森林生態系への復元を図る。

多様で豊かな森林生態系の姿については、専門家の意見を踏まえ地域において合意形成を図る。

復元に当たり、モニタリングを定期的実施し、変化に対して柔軟に対応する。

## (イ) 復元を図る保護林の種類

復元は、更新を通して森林生態系を復元するものであるため、復元を図る保護林は、森林生態系保護地域等一体的な保存等を目的とする保護林で行う。

## (ウ) 復元を図る区域

復元の概念を導入する保護林には、保存地区（人為を加えず、自然の推移に委ねる地域）、保全利用地区（保存地区に接し、保存地区の環境変化を緩和する地区）の区分を導入し、間伐等人為による管理を伴う復元は保全利用地区において行うことができるものとする。

人為を加えず自然の推移に委ねる保護林では、人工林の間伐等積極的な管理は従来どおり行わない。